慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾中国文学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾中国文学会
Publication year	2019
Jtitle	慶應義塾中国文学会報 (Bulletin of The Keio Sinological Society). No.3 (2019.) ,p.97- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	奥野信太郎先生没後五十年記念特集号
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12810295-20190329-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾中国文学会会則

第一条　本会は慶應義塾中国文学会と称する。

第二条　本会は以下の三項を目的とする。

一、中国文学・哲学・史学・語学・日本漢学等の研究の発展に寄与することを目的として、慶應義塾に関係する研究者に学術交流の場を提供する。

二、国内外の研究者との研究交流の促進を図る。

三、慶應義塾における当該領域の研究者の育成に寄与する。

第三条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一、研究発表を中心とする年次大会を開催する。

二、機関誌『慶應義塾中国文学会報』を刊行する。

三、その他の必要と認められる事業を行う。

第四条　本会は、本会の趣旨に賛同する会員から構成される。会員は通常会員と準会員とを設ける。通常会員は、年次大会における研究発表および機関誌『慶應義塾中国文学会報』への投稿の資格を有し、『慶應義塾中国文学会報』の頒布を受けることができる。準会員は、年次大会における研究発表および『慶應義塾中国文学会報』への投稿の資格は有さないが、『慶應義塾中国文学会報』の頒布を受けることができる。会員の入退会規定については内規により別途定める。

第五条　本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってこれに当てる。毎年度初めに所定の会費を納入するものとする。会費については内規により別途定める。

第六条　本会には次の役員を置く。各役員の構成・職掌・任期・選出方法等については内規により別途定める。

一、会長　一名

二、理事　若干名

三、監事　若干名

第七条　本会の議決機関として総会を開催し、本会の事業および運営に関する重要事項を審議決定する。総会については内規により別途定める。

〔付則〕

一、本会の事務局は次の所在地に置く。

一〇八－八三四五　東京都港区三田
二－十五－四十五　慶應義塾大学
文学部中国文学専攻研究室内

二、本会の設立年月日は、二〇一六年十二月三日とする。

三、本会則は、二〇一六年十二月三日より施行する。

四、本会則および諸内規の改廃については、理事会の議を経て総会がこれを決定する。

慶應義塾中国文学会役員に関する内規

一、本会には次の役員を置く。

(1) 会長（一名）
本会を代表し会務を統べ、理事長を兼ねる。理事の中から互選により選出し、総会の承認を得る。

(2) 理事（若干名）
理事会を組織し、総務・会計・大会・機関誌等の会務を執行する。会長が通常会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(3) 監事（若干名）
監事会を組織し、会計を監査する。会長が通常会員の中から指名し、総会の承認を得る。

二、役員は任期三年とし、再任を妨げない。

慶應義塾中国文学会会費に関する内規

一、通常会員の会費は年額五、〇〇〇円とする。ただし、学生（大学院生含む）は四、〇〇〇円とする。

二、準会員の会費は年額三、〇〇〇円とする。

三、会長、理事の任にある会員の会費は年額二〇、〇〇〇円とする。

四、会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

慶應義塾中国文学会総会に関する内規

一、総会は、本会の議決機関として、本会の事業および運営に関する重要事項を審議決定する。

二、総会は、通常会員をもって組織する。

三、総会は、定例総会および臨時総会とする。定例総会は、毎年一回、当該年度の年次大会の時に開催する。臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

四、次の事項は、定例総会において承認を受け、または審議決定されなければならない。
(1) 役員の選任
(2) 会務報告および事業計画
(3) 前年度収支決算、会計監査報告および当該年度収支予算
(4) その他総会または理事会が必要と認めた事項
五、総会における議事の決定は、出席者の過半数の同意を要する。
六、特別の事情のある場合、会長は、理事会の議に基づき、臨時総会の開催に代えて「通信の方法による総会」を実施することができる。

慶應義塾中国文学会会員の入退会に関する内規

一、本会への入会は、本人の申請に基づき、現会員一名の推薦を受け、理事会の承認を経て、総会に報告される。
二、会員の退会は、本人の申請に基づき、理事会の承認を経て、総会に報告される。
三、会員が会費を連続三年間未納の場合は、退会扱いとする。

慶應義塾中国文学会『慶應義塾中国文学会報』掲載論文に関する内規

一、『慶應義塾中国文学会報』には、中国文学・哲学・史学・語学・日本漢学等に関連する論文・訳注・翻訳等を掲載する。
二、『慶應義塾中国文学会報』の編集には、機関誌担当理事の下に編成される編集委員会がその任に当たる。
三、投稿資格は、本会通常会員に限る。
四、投稿原稿は、未公開のものに限る。ただし、口頭で発表し、これを初めて文章化した場合は未公開と見なす。
五、投稿原稿については、編集委員会で定めた複数の査読者による厳正な審査を経て、掲載の可否を決定する。
六、採用された原稿は、冊子体に印刷して公開するほか、ウェブサイト・リポジトリ等に公開する。
七、電子媒体やネットワーク上の公開などに伴う著作権の問題については、本会の決定に従うものとする。また公開先・公開方法について将来改変があった場合も、同会の決定に従うものとする。
八、投稿規定に関しては別途定める。